

# 名古屋市建築協定連絡協議会 協定ニュースレター

平成 29 年 5 月 1 日発行：第 43 号

## 平成 28 年度 名古屋市建築協定連絡協議会 「全地区委員長会議」を開催

平成 29 年 3 月 15 日に、市役所西庁舎第 10 会議室において『全地区委員長会議』を開催し、全 42 地区のうち、16 地区 23 名の出席がありました。

今回は、『建築協定の運用上の問題について』をテーマとし、グループに分かれて話し合いました。ディスカッションの進め方として、各個人が「ふせん」を使って意見を出し合い、その内容について各グループで議論したり、まとめたりする、新しい試みを行いました。

以下に、各グループの発表内容の概要についてご紹介します。

### ■■ テーマ『建築協定の運用上の問題について』 ～ 各グループの発表から ～ ■■

#### 【 Aグループ 】

- ・常時パトロールをする等により、早期に建築計画を察知できるようにするとよい。
- ・建築協定は法的拘束力がないが、建築確認申請時に建築協定運営委員会との協議が済んでいることをチェックしてもらう仕組みがあるとよい。
- ・事前協議においては、適合確認書等を活用するとよい。
- ・隣接地も含めて広く建築協定を周知するためにも、町内会や自治会と建築協定運営委員会が一緒に活動できるとよい。



#### 【 Bグループ 】

- ・世代交代によって、隣接地になってしまうという問題がある。
- ・業者が建築計画について運営委員会と事前協議を行っていても、建築協定の内容が建築物を購入した居住者に伝わっていないことがある。
- ・更新時には、建築指導課に相談しながら、協定書の内容を見直すことが大事である。
- ・町内会や自治会と建築協定運営委員会が一体的に活動できるとよい。



## 【 Cグループ 】

- 図面が完成してから設計者が事前協議に来ることが多いが、図面完成後に内容を変更することは難しいので、できれば構想段階で事前協議に来てほしい。
- トラブルを防ぐために、隣接地に対しても事前に協定書を渡しておき、よく話し合っていくのがよい。
- 建築協定運営委員会と町内会が一緒でない場合には、運営委員のなり手がなく、という問題がある。



## 【 Dグループ 】

- 事前協議の内容や書式について、協定締結時によく説明をしておくことよい。
- 自治会と連携すると、自治会の広報の力を使うことができる。
- トラブルを防ぐために、事前協議をしっかりと行うのがよい。
- 施工図面の見方を勉強したり、建築士など建築に明るい方の力を借りるのがよい。
- 建築協定の細かい条件について、皆が勉強するために、説明文書を協定者に配布するとよい。



## ■■ お知らせ ■■

平成29年度名古屋市建築協定連絡協議会「総会」を下記のとおり予定しております。  
第二部は、一般公開の講演会となっています。皆様お誘い合わせの上、是非、ご参加ください。  
(第二部に参加希望の方は、5月17日までに問い合わせ先へお申し込みください。)

日 時：平成29年5月21日（日）

第一部：各建築協定地区の代表者による会議（13：00～）

第二部：一般公開による講演会（14：00～）

「大震災に備え見たくないものも見て転ばぬ先の杖を」

講師：名古屋大学減災連携研究センター長・教授 福和 伸夫 氏

場 所：アイリス愛知（名古屋市中区丸の内2-5-10）

<< 問い合わせ先 >>

建築指導課（972-2918）

